

「労働条件に関する協約」改訂について

2/28 4回目の交渉が開催される!

食う・寝る・トイレ 会社は の問題解決を!

今回の交渉は、乗務員関係を中心に、「第6章安全及び衛生」に関してまで、行いました。冒頭、組合側より、この間の雪害による会社の対応不備について見解を求め、会社からは「対応が有ったからこそその現状である。様々な意見を踏まえて勉強していきたい。」との回答を受け交渉に入りました。

< 組合側 >



< 会社側 >

[女性乗務員の問題]

●起床後の準備時間や育児休職など取得後の復職に際して本人希望を!

●ご意見・要望が有る事は認識する。復職に際しては、希望や要員事情など総合的に判断し、転勤や異なる業務に従事する事もある。

[乗務員勤務について]

● 40条予備の定義と適用根拠は?

● 32条の2以外の方については40条というルールの中で運用される。必ずしも、予備者を設けるという事ではなく箇所ごとの運用である。

●乗務員の食事時間、寝室場所の問題や時間、連続乗務などからのトイレ問題について様々な問題が発生をしているので、引き続き提起をしたい!

●了解。

[安全衛生委員会について]

● 50人に満たない職場でも安全衛生を話し合える場と社員への徹底を!

● 50人以上についての開催状況は97.8%であり、意見が有った事は受け止める。

[メンタルヘルスに関して]

●メンタルヘルスについての社員教育を!

●企業として行政を上回る、先行する取り組みを要望する。

●今メンタルヘルスチェックをルール付ける法案が国会に提出されている。それが、施行されると事業者には義務化され、その前段として現在施行している。法案が通れば平成27年から義務化となる。